

こどもエコフェスティバル企画・運営業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、埼玉県は委託先候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は、当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

こどもエコフェスティバル企画・運営業務委託

2 業務目的

身近な地域での環境保全活動を通じて、子供の環境を大切にすることを育む「こどもエコクラブ」の活動を支援するため、こどもエコクラブの日頃の活動内容を発信する場「こどもエコフェスティバル」を開催する。

上記催しを通じて、県民に環境保全などの取組を身近に感じていただき、自ら進んで環境に配慮しようとする意識を醸成するとともに、その行動を促進する。

3 委託期間

契約締結日から令和4年1月31日（月）

4 委託料の上限額

2,281,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※予定価格は上限額の範囲内で別に定める。

5 業務の内容

(1) こどもエコフェスティバルの企画及び実施

こどもエコクラブの活動発表及び環境学習応援隊の紹介、その他本企画提案参加事業者が適切と考える内容があればそれを含め、参加者（発表者及び視聴者）がイベントとして楽しむことができるようなオンラインツールを活用した企画を提案し、実施する。

なお、こどもエコフェスティバルの開催概要は次のとおりである。

【こどもエコフェスティバル開催の概要】

○日時 令和3年12月4日（土）13時～15時

○場所 埼玉県環境科学国際センター研修室

○内容

- ・こどもエコクラブの活動発表

上記開催場所において、こどもエコクラブの活動発表を行う（5～7団体、1団体当たり10分程度を予定）。

発表の様子は、オンラインツールにおいて県民が自宅等から視聴できるようにする。

発表に対して、県環境科学国際センター研究員がコメントする（予定）。

・環境学習応援隊の紹介

学校への出前講座や施設見学の受入れ等を行う企業・団体として、県の環境学習応援隊に登録している企業・団体（うち4社程度）に、子どもたち向けに自社の取組を紹介してもらう。

1社あたり5分程度で、オンラインでのリアルタイム参加もしくは事前撮影した動画の提供とする。

・その他

オンラインツールにより自宅等から視聴している参加者が何らかの形で参加する双方向性を持たせる等、本企画提案事業者が本イベントの実施に当たり適切と考えるもの。

・会場の使用が困難となった場合

感染症の拡大等により会場の使用が困難となった場合、発表を含めすべてオンラインのみでの開催とする。

(2) その他、こどもエコフェスティバルに係る以下の業務。

(1)のほか、こどもエコフェスティバルを円滑に実施、その結果をとりまとめるため、以下の業務を行う。

ア 委託業務全体のスケジュール作成・進捗管理

イ 会場内レイアウト図作成（印刷、配布）

ウ 会場設営機材等の調達及び人員の確保

エ 進行シナリオ・当日スタッフ資料作成、配布等

オ 会場設営、発表者受付・案内、スタッフ配置（司会含む）、その他イベントの円滑な運営

カ 不測の事態に対応できる体制の整備

キ その他イベント運営にかかる一切の業務の履行

ク 実績報告書の作成、提出

ケ 参加団体・企業及び来場者（オンライン参加を含む）アンケートの実施・集計

コ 成果物の提出

なお、本イベント参加者の広報等に関する受託者と県の役割分担は次のとおりである。

	広報、周知	参加受付、出展調整	備考
こどもエコクラブ	県	発表する場合は県 参加のみの場合は受託者	イベント当日の発表者案内等のマネジメントは受託者
環境学習応援隊	県	県	
一般県民	県	受託者	

7 発注者への成果物の納品

本業務により完成した制作物（以下「成果品」という。）を次のとおり納品する。

なお、成果品は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。ただし、著作権等に

関する紛争が生じた場合、受注者の責任において対応するものとし、発注者はその責任を負わない。

(1) 納品場所 県環境政策課

(2) 納品物

- ・撮影・編集した映像素材
- ・アンケート集計結果
- ・実施報告書（開催の結果概要も記載すること）

(3) 納品期限：令和4年1月31日（月）

※ただし、納品後であっても修正が必要な場合は、県と協議のうえ修正し、再度納品することとする。

8 成果物に関する権利の帰属

(1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(2) 本件受託の履行に伴い発生する成果品に対する著作権、肖像権等は原則として埼玉県に帰属する。

(3) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受注者が負うこと。

9 委託業務実施に当たっての留意事項

(1) 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 受注者は、委託業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を順守すること。

(3) 受注者は、委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 受注者は、委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受注者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(5) 受注者は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(6) 受注者は、委託業務の遂行に当たり、受注者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 発注者が受注者を決定した後、委託契約を締結するに当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく発注者と協議を行うものとする。

(8) 新型コロナウイルス感染症の影響により、本業務の内容の一部が実施できない若しくは縮小せざるを得ない状況になったと県が判断した場合には、その都度、遅滞なく県と受託者双方協議の上、業務の一部中止等を行い、必要な場合には契約金額の変更を行う。

10 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、双方協議により決めるものとする。
- (2) 受注者決定後、企画提案の内容について、協議調整を行った上で、予算の範囲内で本業務の契約を締結する。その際に、必要に応じて、特記仕様書を作成することとする。
- (3) 契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務の履行上当然必要な事項については、受注者が責任を持って対応すること。また、業務の遂行にかかる一切の経費を委託料に含めることとする。